

# 船舶事故調査報告書

平成24年2月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 庄 司 邦 昭  
 委 員 石 川 敏 行

事故種類	同乗者負傷	
発生日時	平成22年8月8日（日） 12時50分ごろ	
発生場所	滋賀県琵琶湖南西部の雄琴沖 大津市所在の雄琴四等三角点から真方位087° 2,140m付近 （概位 北緯35° 05.6′ 東経135° 55.0′）	
事故調査の経過	平成22年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ <sup>ウルトラ</sup> ULTRA250X、0.1トン 253-31949滋賀、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、188kW、平成22年7月 B 水上オートバイ（船名不詳）、トン数不明 不明	
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 年齢不詳 特殊小型船舶操縦士 B 船長B 男性 年齢不詳 特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷 1人（同乗者B）	
損傷	A なし B なし	
事故の経過	A船は、船長Aが同乗者1人を乗せ、B船は、船長Bが同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、琵琶湖南西部の雄琴沖において、両船が互いに水を掛け合いながら遊走中、平成22年8月8日12時50分ごろ、A船の前方を走っているB船から落水した同乗者BにA船が接触し、同乗者Bが手に切り傷を負った。 同乗者Bは、救急車により病院に搬送された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2	
その他の事項	船長A、船長B及び同乗者Bは、互いに知人同士であり、琵琶湖まで一緒に遊びに来ていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船及びB船は、琵琶湖南西部の雄琴沖において遊走中、A船の前方を走っていたB船から

		<p>落水した同乗者BにA船が接触し、同乗者Bが負傷したものと考えられるが、船長A、船長B及び同乗者Bから情報が十分に得られなかったため、両船の運航状況及び同乗者Bの落水から接触に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船及びB船が、琵琶湖南西部の雄琴沖において遊走中、A船の前方を走っていたB船から落水した同乗者BにA船が接触したことにより発生したものと考えられる。</p>	